



学校と弁護士の関係についての一考察—制度と形態に着目したスクールロイヤーの実態—

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国立大学法人兵庫教育大学 公開日: 2022-10-03 キーワード: スクールロイヤー, いじめ防止対策推進法, 教育行政に係る法務相談体制, 弁護士職員, オンブズパーソン, School-Lawyer, the Act for the Promotion of Measures to Prevent Bullying, legal consultation system related to\neducational administration, staff with lawyer qualification, ombudsperson 作成者: 神内, 聡 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15117/00020152

学校と弁護士の関係についての一考察 —制度と形態に着目したスクールロイヤーの実態—

A Consideration of the Relationship Between School and Lawyers: The Actual Situation of School-Lawyers Focusing on the Systems and the Styles

神内 聡*

JINNAI Akira

弁護士は他の専門職と比べて法令上学校との関係が重視されているわけではないが、近年は学校においてスクールロイヤーをはじめとする弁護士のニーズが高まっている。本稿では、「現状の制度の下で、弁護士は学校にどのように関わっているのか」というリサーチ・クエスチョンを設定し、弁護士が学校に関わることが想定されている制度と、実際に実践されている学校と弁護士の継続的な関係の形態について考察した。その結果、法令上の規定に基づいてガイドライン等で想定されている弁護士の学校との関わり方は、①常設組織の構成員、②調査組織の構成員、③いじめ予防のための研修及び授業担当者、の3つに大別され、調査組織やいじめ予防授業には弁護士が多数関わっていると推測できることを示した。また、形態に関しては、「スクールロイヤー」と称するもの以外にも様々な形態があり、弁護士を利用する当事者のニーズと、学校に関わる弁護士にとっての独立性と独自性によって、形態の評価は異なることを示した。

Lawyers are not legally more important than other professions in relation to schools, but in recent years the need for lawyers in school has been increased such as school-lawyers. In this paper, we set up a research question “How lawyers are involved in schools under the current system”, and considered the system in which lawyers are supposed to be involved in schools and the styles of the continuous relationship between the schools and the lawyers. As a result, the lawyer’s involvements with the school, which are assumed in the guidelines, are divided into three categories: (1) members of the permanent organization, (2) members of the investigation organization, and (3) instructor of the training and class staff for bullying prevention. Also there are various styles other than those called “school-lawyers”, and it was shown that the evaluation of the styles differs depending on the needs of the parties who use the lawyer and the independence and identity of the lawyers involved in the school.

キーワード：スクールロイヤー、いじめ防止対策推進法、教育行政に係る法務相談体制、弁護士職員、オンブズパーソン
Key words : School-Lawyer, the Act for the Promotion of Measures to Prevent Bullying, legal consultation system related to educational administration, staff with lawyer qualification, ombudsperson

I 問題関心

1 本稿の目的

近時、「スクールロイヤー」と呼ばれる学校の法律問題を扱う弁護士の存在が注目を集めている。弁護士に限らず、現在の学校現場では多様な専門性を持った外部人材が関わっており、「チーム学校」の理念ではそれらの専門性を活用し、協働の文化を築くことが求められているが、その中で弁護士はどのように学校と関わっているのかという点について、実際に実践されている学校と弁護士の関わり方から学校と弁護士の関係を考察するのが本稿の目的である。

2 学校制度における他の専門職と弁護士の比較

現行の学校制度における弁護士の位置づけは、他の専門職と比べるとほとんど重視されていない。例えば、医

師は学校保健安全法23条1項で「学校には、学校医を置くものとする。」と規定していることから、「学校医」として学校に関わることが法令上で規定されている^(註1)。また、50人以上の教職員が働く学校では労働安全衛生法13条・同施行令5条に基づき産業医の選任が義務付けられていることから、医師は「産業医」としても学校に関わることがある。医師以外にも、歯科医師・薬剤師は学校に必置職種として規定されていることや、看護師は学校教育法施行規則65条の2等により「医療的ケア看護職員」として、医療的ケアを要する児童生徒の療養上の世話又は診療の補助に従事することが規定されている等、医療専門職は学校との関わりが法制度上も重視されている。

これに対し、弁護士は学校関係の法令上で配置が規定

*兵庫教育大学大学院教育実践高度化専攻学校経営コース 准教授

令和4年4月29日受理

されておらず、スクールロイヤーも法令上の職種ではないことから、医療専門職と比べて重視されているとは言い難い。それどころか、スクールロイヤーに至っては定義すらも明確でなく、その役割や評価も論者によって定まっていない^(註2)。

むしろ、弁護士よりも学校で重視されている専門職は心理・福祉の専門職である。例えば、心理専門職においては、「スクールカウンセラー」が学校教育法施行規則65条の3等で学校における児童生徒の「心理に関する支援に従事する」と規定されており、大半は「公認心理師」「臨床心理士」の資格を有する者が選任されている^(註3)。また、福祉専門職においては、「スクールソーシャルワーカー」が学校教育法施行規則65条の4等で学校における児童生徒の「福祉に関する支援に従事する」と規定されており、「社会福祉士」「精神保健福祉士」の資格を有する者が選任される例が多い^(註4)。この2つの専門職はいじめ対策でも重要な位置づけにあり、いじめ防止対策推進法22条は学校に設置するいじめ防止対策組織の構成員に「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」を例示している他、23条3項ではいじめの被害者に対する支援や加害者に対する指導に際して、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ」支援や指導を行うことを規定している。

3 学校における弁護士へのニーズ

このように、弁護士は他の専門職と比較すると法令上重視されているわけではないが、だからと言って学校の弁護士に対するニーズがないわけではない。実際には、政策的にも実態的にも弁護士へのニーズは高まっていると考えられる^(註5)。

例えば、2015年に発表された中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」では、「保護者や地域への対応に対する支援の改善・充実」として、「国は、学校の教職員が、保護者や地域からの要望等に対応するため、弁護士等の専門家から支援を受けたり、専門的な知見を直接聞いたりすることができるような仕組みを教育委員会が構築することを支援する。」^(註6)「国、教育委員会は、警察や弁護士会等の関係機関、関係団体と連携し、教職員を対象とした研修において、実例等に基づき、不当な要望等への対応についての研修を実施する。」ことが盛り込まれており、弁護士の学校への関わり方として、日本弁護士連合会の民事介入暴力対策委員会で行政対象暴力の一形態としての「教育対象暴力」の検討が行われていることを紹介している。

また、文部科学省は2020年に「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」（以下「手引き」と略する）を策定し、学校が弁護士をはじめとする法務専門職を活用することを提唱しているが、手引きでは学校の弁護士に対するニーズが高まっているとの推測から、都道府県

及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費に普通交付税措置が講じられることになったことが示されている。同手引きは2022年3月に改訂され（第2版）、そこでは「虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加」していること、「特に、学校現場においては、事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待」されること、「子供にとって最適な教育環境を守り続けることで、子供の最善の利益を実現するため、本手引きを活用して法務相談体制の整備」をすることが示されている。

さらに、文部科学省は前述の手引きの策定に先駆けて、2019年に法務相談のニーズ及び法務相談体制の整備状況について教育委員会に調査を実施している^(註6)。それによると、「教育委員会事務局として弁護士に相談できる体制はあるか。」という質問に対しては、都道府県・政令指定都市の99%、市町村教育委員会の87%が「ある」と回答しており、「10年ほど前と比べて法務相談が必要な機会が増えたか」という質問に対しては、都道府県・政令指定都市の72%、市町村教育委員会の49%が「増えている」と回答している（「減っている」と回答したのは都道府県・政令指定都市の2%、市町村教育委員会の1%のみで、残りは「変わらない」と回答）。

4 小括

以上から、弁護士は他の専門職と比べて学校制度上で重視されているわけではないが、一定のニーズが存在していることがわかる。学校と弁護士の関係について理論的に考察した研究としては、「法化」の理論を用いてスクールロイヤーの実態を考察した神内(2021a)があるが、理論的な類型化が主たるテーマであり、実際に実践されている弁護士が学校に関わる制度と形態について詳細に考察しているわけではない。

そこで、本稿ではリサーチ・クエスチョンとして「現状の制度の下で、弁護士は学校にどのように関わっているのか」というリサーチ・クエスチョンを設定し、制度と形態の双方の視点から考察したい。

II 考察方法

制度に関しては、近時の学校関係のガイドライン等における弁護士の位置づけについて考察した。前述のように、法令上は学校に弁護士が関わることを規定する条文は存在していないが、ガイドライン等に対象を広げた場合、弁護士の関与が想定されている記載が存在している。本稿ではそうした記載を抽出した上で、弁護士に期待されている役割と実情について考察した。

形態に関しては、現状で弁護士が学校に関与する形態について考察した。弁護士が学校に関与する形態としては、単発の法律相談や事件単位で設置される調査組織の構成員等の一時的な関係に関わる形態と、顧問弁護士などの継続的な関係に関わる形態があるが、本稿では後者に絞って考察した。弁護士が学校と継続的な関係に関わる形態としては、自治体や学校法人の顧問弁護士とスクールロイヤーが代表的な形態であるが、実際にはそれ以外にも様々な形態が存在している。本稿ではそうした形態を抽出し、各形態の特徴を考察した。

Ⅲ 考察結果 1 ガイドライン等における弁護士の位置づけ

1 弁護士の関与を想定した記載

(1) いじめの防止等のための基本的な方針

文部科学省が2013年に策定した、いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」と略する）のガイドラインである「いじめの防止等の基本的な方針」（以下「基本的方針」という）は、次のように弁護士がいじめ問題を通じて学校と関わることを想定している。

(a) いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止法14条1項は地方公共団体に対していじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができると規定するが、基本的方針では同協議会の構成員として弁護士を想定している（15頁）。

(b) 相談体制

いじめ防止法16条2項は国及び地方公共団体に対して「いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制」の整備に必要な施策を講ずることを義務付けているが、基本的方針では解決困難な問題への対応を支援するために、弁護士を活用した体制を構築することを示している（12頁）。同様に、3項は学校設置者に対して、児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（相談体制）を整備することを義務付けているが、基本的方針では弁護士の学校派遣を想定している（21頁）。

(c) 教員の資質向上のための人材

いじめ防止法18条1項は国及び地方公共団体に対していじめ対策のために教員の養成・研修の充実により教員の資質を向上させるために「専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者」「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者」の確保を求めているが、基本的方針ではこのような者の一例として弁護士を示している（18頁）。

(d) 学校いじめ対策組織

いじめ防止法22条はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、教職員や心理・福祉等に関する専門

家その他の関係者で構成される「学校いじめ対策組織」の設置を義務付けているが、基本的方針では当該組織の構成員に弁護士が想定されており、弁護士が校務分掌の一組織に参画することが想定されている（28頁）。

(e) いじめ対応時の学校支援

いじめ防止法24項は学校設置者に対して、いじめの報告を受けた時は設置する学校に対して必要な支援を行うことを規定しているが、基本的方針では「支援」の具体的内容として、「弁護士等の専門家の派遣」を示している（21頁）。

(f) 重大事態調査組織

いじめ防止法28条1項は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の場合には「重大事態」が発生したとして、学校設置者又は学校の下に調査組織（以下「重大事態調査組織」という）を設置することを義務付けているが、基本的方針では、この組織の構成員として当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）である弁護士を想定しており、かつ職能団体（弁護士会）からの推薦等により参加を図ることで当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることを求めている（34頁）。

(g) 再調査組織

いじめ防止法30条2項は後述する28条1項に基づいて行われる公立学校での重大事態調査の結果について、地方公共団体の長が附属機関を設けて再調査できると規定するが（私立学校に関しては法31条2項に同様の規定がある。）、この附属機関（再調査組織）に当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）である弁護士を、職能団体（弁護士会）からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図ることを求めている（40頁）。

(2) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

前述の重大事態に関しては、別に文部科学省が2017年に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しており、同ガイドラインにおいても調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する」ために、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）である弁護士を構成員に含めることを推奨しており、かつ職能団体（弁護士会）からの推薦等により参加を図るよう努めることを示している（6頁）。

(3) 学校事故対応に関する指針

文部科学省は学校事故が発生した際のガイドラインとして、「学校事故対応に関する指針」を2016年に策定して

いる。指針では、「基本調査」と「詳細調査」の2つの調査形態を規定し、学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われ、事実関係の確認のみならず事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す調査を「詳細調査」と規定する(16頁)。

この詳細調査を担当する調査委員会の構成について、指針では調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)である弁護士を構成員に含めることを推奨しており、職能団体(弁護士会)からの推薦等により参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保することを求めている(17頁)。

(4) 学校現場における業務改善のためのガイドライン

文部科学省が2015年に策定した「学校現場における業務改善のためのガイドライン」では、「自治体によっては、保護者や地域住民等からのクレームや理不尽な要望等に対応するため、弁護士の法に基づく助言により、要望等に適切に対応し、教職員が児童生徒への指導に専念できる環境整備を支援するといった取組を行っている所もあり、こうした取組によって、難しい事例に対して自信を持って対応することができたなどの成果が見られている。」(28頁)といった記載があり、弁護士を含む専門家から構成される「業務改善等のためのサポートチーム」を設置して教員の負担軽減を図っている事例が3例紹介されている。これらのことから、弁護士が業務改善のために学校に関わることが期待されている。

(5) いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

文部科学省は2017年から2019年にかけて、「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」を実施しており、その中で「法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行う」ことを想定している(註7)。

(6) 小括

以上のようなガイドライン等で求められている弁護士の役割は、①常設組織の構成員、②調査組織の構成員、③研修及び授業担当者、の3つに大別される。このうち、②③は単発ないし事件単位で担当するため、弁護士と学校の関係は一時的なものであるが、①は常設組織の構成員として継続的に弁護士が関わる点で異なる。

2 弁護士の関与を想定した制度の実情

(1) いじめ問題対策連絡協議会

文部科学省は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を毎年実施しているが、文部科学省(2021)によれば、2020年度は都道府県・政令指定都市の全て、市町村の82.1%において、いじめ問題

対策連絡協議会が設置されている。文部科学省(2014)によれば、いじめ防止法が施行された2013年度は都道府県の68.1%、市町村の17.5%しか設置されていなかったことから、法の理解が浸透していると考えられる。

同協議会の構成員には弁護士が含まれている例が多いと推測されるが、構成員を公開していない自治体が多く、弁護士が含まれている組織数は明らかではない(註8)。

一方、いじめ防止法14条3項に基づいて設置される附属機関として28条1項の重大事態が発生した場合に調査を行う調査組織が設定されている場合があり、こうした組織には弁護士が構成員に含まれていることが一般的である(註9)。

(2) 重大事態調査組織

前述の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、2020年度に重大事態調査組織が設置された件数は、当該学校が調査主体となった件数が416件、学校設置者が調査主体となった件数が86件であった。また、地方公共団体の長等において再調査を行った件数は10件であった。いじめ防止法が施行された2013年度はそれぞれ159件、15件、0件であったことから、急増していることがわかる。

一方、総務省が2018年に発表した「いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書」によれば、重大事態調査組織の構成員の職種等の記載が確認できた31事案において、24事案(77.4%)で弁護士が構成員に含まれており、再調査を行った4事案の調査組織では全ての事案で弁護士が構成員に含まれている。

これらのことから、重大事態調査の件数が増えているに伴い、弁護士が重大事態調査組織の構成員として学校に関わるケースも増えていることが推測される。

(3) 学校いじめ対策組織

学校いじめ対策組織に弁護士が直接関わるケースとしては、弁護士資格を有する教員が校務分掌の一環として「いじめ対策委員会」等の学校いじめ対策組織の構成員になる例がある(註10)。また、理想的ないじめ対応として、スクールロイヤーを学校いじめ対策組織の構成員に含めることを求める見解もある(註11)。しかし、基本的方針で推奨されているような、学校いじめ対策組織に弁護士が関わる例はまだ一般的ではない。

(4) 業務改善等のサポートチーム

前述の「学校現場における業務改善のためのガイドライン」で紹介されている事例以外にも、弁護士が業務改善の一環としてのサポートチーム等に関わる事例は一定数存在している(註12)。また、後述するように、教育委員会ではなく学校に設置される例や、業務改善以外にも広く教育政策全般をサポートする例もある。

(5) いじめ予防授業

いじめ予防授業に関しては、ほとんど全ての弁護士会

が実施しており、全国の多くの学校で弁護士によるいじめ予防授業が実施されている。その中には、いじめ予防授業を担当する弁護士がスクールロイヤーの導入に関わった例もある^(註13)。

前述のように、いじめ予防授業はスクールロイヤーの主要な業務としても位置付けられている。そのため、スクールロイヤーを導入している学校設置者では、スクールロイヤーを担当する弁護士が学校でいじめ予防授業を担当することも想定している例が多い。

(6) 小括

以上のように、ガイドライン等では弁護士が学校と関わる制度が想定されており、かつ実際に実践も行われている。特に調査組織やいじめ予防授業には弁護士が多数関わっていることが推測できるが、それらの実践における弁護士の役割を分析した研究はほとんど行われておらず、実態は必ずしも明らかではない^(註14)。そのため、今後は実践事例に関する学術的研究の蓄積が必要になる。

IV 考察結果2 弁護士が学校と継続的に関わる形態について

1 類型化と考察の視点

弁護士が学校と継続的に関わる形態は、「委任・業務委託」「雇用・任用」「その他」、の3つの法的関係に類型化できる。「委任・業務委託」は弁護士が依頼者である学校設置者から指揮監督を受けずに独立性を維持して業務を担当する。これに対し、「雇用・任用」は学校設置者の指揮監督を受けて業務を担当するため、弁護士としての独立性は弱い。また、近年の弁護士の職域拡大を受けて、弁護士以外の役職で学校と継続的に関わる形態も実践されている。そこで、本稿では、弁護士として学校に継続的に関わる形態を「委任・業務委託」「雇用・任用」「その他」に類型化し、さらに「弁護士以外の役職で関わる形態」についても区別して考察した。

2 委任・業務委託

(1) 顧問弁護士

弁護士が学校設置者と顧問契約を締結し、継続的に法律相談等を担当する形態である。顧問弁護士は事件によっては交渉や訴訟等の代理人業務も担当することもあるが、この場合は別途事件ごとに代理契約（委任契約）を締結することが一般的である。

(2) スクールロイヤー

現状で「スクールロイヤー」と称する制度で業務を担当している弁護士のほとんどは、学校設置者と委任又は業務委託契約を締結して法律相談等を担当する形態である。そのため、顧問弁護士との区別が概念上も実態上も必要になる。

日本弁護士連合会（以下「日弁連」と略する）は2018年に発表した『『スクールロイヤー』の整備を求める意見

書』で、スクールロイヤーは「子どもの最善の利益の観点から、教育や福祉、子どもの権利等の視点を取り入れながら」学校に対して継続的に助言する弁護士であると示している。そのような弁護士像を踏まえて、「スクールロイヤーは、紛争発生後の対応以前に、まず対立構造になる前の段階から対立を予防する視点で関与することが求められることから、対外的にいずれかの立場を明らかにせざるを得ない代理人となることはふさわしくない。」としており、「度を過ぎた違法な要求があるために学校側の代理人が保護者等と直接交渉する必要がある場合には、別の弁護士が教育委員会ないし学校法人から委任を受けて行うべきであり、通常は顧問弁護士が担当することが多いものと思われる。」「教育委員会の顧問弁護士等は、人数も少なく、学校で日常的に生じる問題については、適時に相談できないのが実情である。」として、スクールロイヤーと顧問弁護士は想定されている役割が異なることを示している。

一方、前述の文部科学省が発表している手引きでは、スクールロイヤーという言葉は使用せずに、教育行政に関わる弁護士の業務内容として、①助言・アドバイザー業務、②代理・保護者との面談への同席等、③研修、④出張授業、の4つを示している。この手引きからはスクールロイヤーと顧問弁護士の区別は明らかではなく、むしろ区別をする必要はないというスタンスとも受け取れる^(註15)。

概念上の議論としては、神内（2018）は、スクールロイヤーは法的視点からだけでなく教育現場の実情に応じた相談や助言が必要になる点や、紛争が成熟していない初期段階から紛争に関わり、訴訟による解決を前提としない視点から相談や助言を行う点等で顧問弁護士とは区別されると示している^(註16)。ストップいじめ！ナビ・スクールロイヤーチーム編（2019）は、顧問弁護士は依頼者である学校設置者の正当な利益の実現を目的に活動するので、学校現場のためだけに業務を行うことは簡単ではないのに対し、スクールロイヤーは学校という「場」に奉仕する弁護士であり、そのことを重視して顧問弁護士とは活動範囲を意識的に区別した制度設計が望まれると示している^(註17)。石坂・鬼澤（2020）は、自治体の顧問弁護士とは別にスクールロイヤーが必要な理由として、「第三者的な立場」「迅速な相談の必要性」「法的知識に加え、教育関連分野での知見が必要」の3点を挙げている^(註18)。

これらの概念上の議論はともかくとして、実態上は「スクールロイヤー」と称する弁護士を導入している学校設置者のほとんどには顧問弁護士も別に存在しているはずなので、業務内容や役割分担における両者の区別が制度設計上存在しているはずである。なぜなら、そうでなければ顧問弁護士とは別にスクールロイヤーを導入する必

要性が見出せないからである。そして、制度設計上はスクールロイヤーのほとんどは、訴訟代理も含めて広く代理業務は行っておらず、その点で顧問弁護士と区別されていることが多いと考えられる。なお、国私立学校でも顧問弁護士とは別に、スクールロイヤーを導入する例がある。

(3) 学校法人理事

私立学校を設置する学校法人では、理事に弁護士が就任する例がある。学校法人と理事は委任関係である（私立学校法35条の2）。この点について、磯崎（2022）では学校法人理事に関する貴重な実践事例が紹介されており、弁護士理事は学校設置者に対する助言対象に制限はなく、代理人としても活動できることから、一般的なスクールロイヤーと比べて活動範囲の問題は生じにくいこと、顧問弁護士と異なって平時から学校設置者等の現状を多角的に把握しやすい立場にあるため、相談を受けた際に多角的に検討し助言することに適していることに加えて、設置者の利益のために活動するスクールロイヤーであることが明確であるものの、その活動を通じて、学校設置者と児童・生徒・保護者等の両者の利益になるような結果を導くことができると示している。この見解は私立学校において顧問弁護士とは別に学校法人理事としての弁護士を導入する存在意義を説得的に示すものとして重要である。

(4) サポートチームのメンバー・アドバイザー

弁護士が教育委員会等に設置されるサポートチームのメンバーや法務アドバイザーとして関わる場合、一般的には委任又は業務委託契約に基づいて関わりと考えられる。サポートチームには前述のガイドラインで紹介されているような業務改善の一環として教育委員会に設置される例以外にも、学校内で校務分掌組織として設置されている「生徒支援委員会」に、学校に配置されたスクールロイヤーがサポートメンバーとして参画する例^(註19)、広く自治体の教育政策を法的にサポートするアドバイザーとして関わる例^(註20)、等が存在する。

3 雇用・任用

(1) 雇用・任用形態の特徴

弁護士が雇用契約に基づいて勤務する形態又は公務員として任用されて勤務する形態は、「常勤・非常勤」「配置組織・部署」によって異なる。こうした雇用・任用に基づく弁護士の代表例が、近年増加している教育委員会や学校法人の事務職員として弁護士資格を有する職員を雇用・任用する例である^(註21)。公務員として任用される場合は弁護士登録を抹消する例も多いが、本稿では便宜上、弁護士資格を有する事務職員を「弁護士職員」と称し、教育委員会や学校法人の事務職員を「教育委員会等の弁護士職員」と称する。

教育委員会等の弁護士職員は常勤・非常勤に関わらず、

いくつかの点で前述の委任又は業務委託に基づく弁護士とは異なる特徴を持っている。第一に、弁護士職員は組織外で業務を担当する顧問弁護士やスクールロイヤー等と比べて、職員という立場で学校現場にアクセスすることが容易であり、組織外からは容易にアクセスできない事実関係に関する情報にもアクセスしやすいというメリットがある。実際に、弁護士職員の実践事例では頻繁に学校現場を訪問して事実関係の確認や問題解決に対応する様子が窺える^(註22)。第二に、前述の文部科学省の手引きでは、組織外の弁護士が「代理・保護者との面談への同席等」の業務を行うことが想定されているが、弁護士職員は代理人ではなく、職員の立場で学校と保護者との面談に同席したり、交渉に立ち会うことが可能である。なお、教育委員会の弁護士職員は指定代理人として訴訟業務を担当する可能性があり^(註23)、この点でも前述の委任又は業務委託に基づくスクールロイヤーとは業務内容で区別できる。

(2) 常勤・非常勤の違い

自治体や教育委員会の常勤職員として任用される弁護士は一般職の公務員として任用され、地方公務員法の適用を受ける。このため、「上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」（地方公務員法32条）ことから、その限りにおいて弁護士としての独立性は後退することになる。しかし、神内（2020b）によれば、常勤職員であるがゆえに紛争が発生した際に「即応性」を発揮できること、業務内容や他の部署との関係性の範囲が広いことから「情報共有ステーション」としての機能を果たしうること、といったメリットが示されている。

非常勤職員の場合は、「会計年度任用職員」（地方公務員法22条の2）として任用される場合と、「非常勤の特別職」として任用される場合が考えられる。会計年度任用職員であれば、弁護士であっても地方公務員法が適用されるため、常勤職員と同様に弁護士としての独立性は後退する。しかし、会計年度任用職員であれば通常の弁護士業務との兼業が可能であることから、常勤職員と比べると働きやすい^(註24)。また、担当業務が学校教育紛争に特化されないので、弁護士としての汎用的なスキルが失われないメリットもある。

一方、非常勤の特別職は地方公務員法が適用されないため、弁護士が非常勤の特別職として任用される場合は独立性が維持される。弁護士が非常勤の特別職として任用される例としては、後述するように「教育委員」「オンブズパーソン」があるが、地方公務員法3条3項3号は「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行う」職については、非常勤の特別職として任用できると規定しており、本稿で検討する例以外にも弁護士が同規定により非常勤の特別

職を担当する可能性が考えられる。

(3) 配置組織・部署による違い

学校の法律問題を担当する際に弁護士職員を導入する例として最も一般的な形態は、教育委員会に配置する例であり、さらに言えば、教育委員会内の総務・法務担当部署に配置する例と、学校教育課・教育指導課等の部署に配置する例がある^(註25)。学校法人の弁護士職員は、総務・法務担当部署に配置する例がある^(註26)。

これに対し、教育委員会以外の部署に弁護士職員を配置し、当該職員が学校の法律問題に対応する例もある。首長部局の法務担当部署に配置されている弁護士職員が学校の法律問題に対応する例が一般的だが、首長部局と教育委員会の双方で役職を兼務し、学校の法律問題に対応する例もある。

近時注目されている例としては、教育委員会ではなく首長部局に子どもや保護者からの相談を担当する部署を設置し、弁護士職員をはじめ専門性を有する人材を配置していじめ等の事実関係の確認や紛争解決を行う例がある^(註27)。

弁護士職員が教育委員会に配置される場合は、教育行政全般について広く法務担当者としての役割を発揮できるが、学校との関係が強いため、利益相反の観点から子どもや保護者からの相談を受けることは難しい。一方、首長部局の部署に弁護士職員を配置して学校の法律問題を担当する場合は、教育行政機関とは異なる部署であることから、子どもや保護者からの相談を受けることも可能であり、いじめや教員とのトラブル等のケースでは弁護士職員の役割が中立的に機能しやすい。しかし、首長との関係が強いため、弁護士職員の職務が政治主導による影響を受けやすい可能性があり、政治的中立性が求められる教育行政との関係においては議論の余地がある。

4 その他の形態

(1) 教育委員

弁護士が教育委員を担当している教育委員会は一定数存在する。教育委員は議会の同意を得て首長が任命する職なので、地方公務員法3条3項1号により非常勤の特別職とされ、地方公務員法は適用されない。そのため、弁護士としての独自性を発揮しやすいが、学校にとって執行機関（地方教育行政法21条）であることから弁護士としての諮問的な相談・アドバイザー業務になじまない可能性もある。

筆者が文部科学省で毎年実施する「教育行政調査」に基づいて調査したところ、文部科学省（2020）によれば、2019年度は全国で125人の「法務従事者」の教育委員が存在し、全体の1.7%である（ただし、「法務従事者」には弁護士以外の法律専門職も含まれる点に注意）。文部科学省（2010）によれば、2009年度は97人であり、全体の1.3%であったことから、法務従事者が担当する教育委員

の割合は10年間で若干増えている。

同じく専門職で教育委員を担当する例である「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」と比較すると、2009年は「法務従事者」の教育委員に占める女性の割合は28.9%、「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師医師」は28.1%で、女性割合はほぼ同じであったが、2019年度はそれぞれ41.6%、27.3%と大幅に変化しており、女性医療職と比較して女性法務従事者が教育委員に就任する割合が大幅に上昇していることがわかる。

(2) オンブズパーソン

子どもの人権のためのオンブズパーソンを導入している自治体では、弁護士がオンブズパーソンを担当する例がある。一般的なオンブズパーソンは地方自治法138条の4第3項の規定に基づいて市長の付属機関として設置されるものであり、地方公務員法3条3項2号によって非常勤の特別職として扱われ、地方公務員法は適用されない^(註28)。

オンブズパーソンは地方公務員法が適用されず、弁護士としての独立性・中立性・公平性が条例上も保障される点で、前述の日弁連意見書が示すような「子どもの最善の利益」を実現するために学校に助言するスクールロイヤー像に最も整合する、画期的な学校と弁護士の関わり方であると言える^(註29)。もっとも、子ども同士の対立をはじめ、当事者の利害関係がより複雑な場合にどのように関わるができるのか等の疑問もある。

5 弁護士以外の役職で関わる形態

(1) 動向について

これまでに示した形態は弁護士として学校と関わる形態だが、近時は弁護士の職域が拡大していることを背景に弁護士以外の役職で学校と関わる形態も実践されている。これまでも弁護士が議員や研究者として活動する例は一般的によく知られているが、学校教育において弁護士が弁護士以外の役職で関わる形態が見られるようになったのは最近のことである。

(2) 教員

弁護士が事務職員ではなく教員として雇用される例があり、弁護士資格を有する教員として授業や学級担任などの教育活動を担当する^(註30)。また、神内（2020a）では教員としての生徒指導や虐待対応等の業務に付随して弁護士資格や法的知識を活用する実践事例が紹介されている。

(3) スクールソーシャルワーカー

弁護士がスクールソーシャルワーカーとして雇用・任用される例があり、この場合は弁護士資格を有するスクールソーシャルワーカーとして児童生徒の福祉に関する支援に従事する。平林（2019）では弁護士資格を有するスクールソーシャルワーカーが学校の職員室に配置される形態の貴重な実践事例が紹介されている。

(4) 部活動指導員

弁護士が部活動指導員（部活動コーチ）として雇用される例がある。武田・前原（2021）では部活動のマネジメントに関する問題について、部活動顧問を担当する教師と部活動コーチを担当する弁護士（スクールロイヤー）の協働により解決が容易になった貴重な実践事例が紹介されている。

(5) 小括

弁護士が事務職員以外の役職で学校に関わる形態では、①学校に定期的に勤務する、②（教育委員会職員や管理職教員以外の）一般教員と直接関わる、③児童生徒や保護者と直接関わる、といった学校現場に最も近接した環境で法律専門職としての知見を活用できる点が大きなメリットである。また、実際に学校現場で教員、養護教諭、スクールカウンセラー、子ども、保護者等と接する機会が多いと、弁護士が一般的にアクセスする伝聞情報や文字情報だけでは理解できない人的な情報を含めた日常の学校現場や教育紛争の実情を理解することが可能であり、こうした理解が紛争解決に資する場合も少なくないと考えられる。

しかし、複雑な利害関係が存在する学校の紛争に関して、弁護士資格を有する人材が学校現場に近い立場で業務を行うことは、守秘義務や利益相反の観点から弁護士としてのリスクが非常に大きい^(註31)。また、弁護士としての資格やスキルだけでなく、他の資格・免許や特定のスキルが必要になる上、関わる学校数も限られることから、広く全国に展開できる制度としての汎用性に乏しい^(註32)。

なお、この他に弁護士がPTA関係者として学校からの相談を担当する例もある（正確に言えば、PTA関係者としての役職を介して弁護士として相談を担当する形態である）。

V まとめ

1 どのような形態が望ましいか

本稿では現状で考えられる学校と弁護士の関わりについて、制度と実態の双方を考察したが、後者についてはさらに議論を進めて、弁護士が学校と継続的な関係に基づいて関わる上ではどのような形態が望ましいかを議論する必要が生じる。その点を本稿のまとめとして論じた。

2 弁護士を利用する当事者にとって望ましい形態

(1) 学校が利用するニーズを反映させた形態

第一に、どの形態が望ましいかどうかの判断は、弁護士を利用したい当事者のニーズによって異なる。例えば、「紛争の初期段階から弁護士に関わってほしい」という学校のニーズを反映させるのであれば、顧問弁護士とは別にスクールロイヤーや教育委員会等の弁護士職員を

導入するほうが初期段階から弁護士に相談しやすいと考えられる。また、学校法人であれば弁護士理事が初期段階から関わるができる上に助言対象に制限はなく、代理人としても活動できるので利用しやすい。

(2) 子どもや保護者が利用するニーズを反映させた形態

しかし、「学校で起きたいじめや教員とのトラブル等について弁護士に相談したい」という子どもや保護者からのニーズを反映させるのであれば、顧問弁護士・スクールロイヤー・教育委員会等の弁護士職員が子どもや保護者から相談を受けることは難しい。一般的に学校の紛争では子どもや保護者と学校は対立当事者の関係にあることが多く、両者の利益は対立関係であることから、スクールロイヤーや教育委員会等の弁護士職員が子どもや保護者から相談を受けることは弁護士法及び弁護士職務基本規程で禁止される利益相反の問題が生じるからである。そこで、前述したような教育委員会ではなく首長部局の部署に弁護士資格を有する職員を配置して、当該部署に子どもや保護者からのいじめ等の相談や事実関係の確認等を担当させる形態や、子どもの人権に関するオンブズパーソンとして弁護士を導入する形態のほうが、子どもや保護者からのニーズを反映して「子どもの最善の利益」の実現を図ることに適していると考えられる。

(3) 教職員が利用するニーズを反映させた形態

また、現場の教職員が直接弁護士に相談したいというニーズを反映させるのであれば、そのような制度設計を構築することも可能である^(註33)。しかし、実際には学校設置者と教職員との間の利害関係、管理職と一般教員との間の利害関係等の複雑な利害対立を十分に理解した上で弁護士が関わらなければ、利益相反等の観点で大きなリスクを負うことになる。例えば、「いじめや保護者とのトラブルを解決したいが、教育委員会と考え方が異なるので、現場の教員が直接弁護士に相談したい」「違法な残業やハラスメントが行われているので、現場の教員が直接弁護士に相談したい」等の事案では、継続的な関係に基づいて学校に関わる弁護士が現場の教員から直接相談を受けた際に利益相反等のリスクを負わないような制度設計が必要になる^(註34)。

アメリカでは教職員が直接相談する弁護士は労働組合の顧問弁護士であり、労働問題以外の様々な学校の紛争に関しても相談を受けるのが一般的である。このため、日本でも教職員が弁護士に直接相談できる制度として、教職員組合等の顧問弁護士を活用することが考えられる。しかし、現状では教職員組合の加入率は低下しており、組合の顧問弁護士に相談できる教員は必ずしも多くない。また、労働組合の顧問弁護士は労働問題に関しては専門性を有するが、学校の法律問題を扱うのに必要な経験や専門性を必ずしも有しているわけではないため、教育の特殊性に配慮した関わり方が難しい可能性もあ

る。

3 弁護士にとって望ましい形態～独立性と独自性～

(1) 独立性と独自性の視点

第二に、弁護士にとってどの形態が望ましいかという観点からも考察が必要である。この点に関しては、法律専門職である弁護士としての独立性の観点と、学校に関わる弁護士としての独自性の観点の、2つの観点からの考察が必要だと思われる。

(2) 独立性を維持できる形態

弁護士にとって独立性が維持できるのは、学校設置者の指揮監督を受けて業務を担当する「雇用・任用」の形態よりも、依頼者である学校設置者の指揮監督を受けずに独立性を維持して業務を担当する「委任・業務委託」の形態であることは言うまでもないが、これはあくまでも法的関係の理論上の話であり、実務上は委任・業務委託に基づいて依頼者である学校設置者から相談を受けた場合であっても、弁護士が独立性を維持して「子どもの最善の利益」の観点から子どもや保護者の利益に立った助言をすることは容易ではない。一般的に学校の紛争では子どもや保護者と学校設置者は対立当事者の関係にあることが多く、両者の利益は対立関係であり、学校設置者から委任・業務委託に基づいて依頼された弁護士が子どもや保護者から相談を受けることは難しいからである^(註35)。

この点で、教育委員会ではない首長部局の部署に配置される弁護士職員は、教育委員会とは距離を置いた立場であることから、子どもや保護者と学校が対立する学校の紛争に関しては第三者的に関与することが可能であり、いじめ等の事案に限れば弁護士の独立性が維持しやすい。しかし、首長部局部署は教育委員会以上に政治主導の影響を受けやすい立場であり、弁護士職員は首長の指揮監督を受けることから、政治的中立性を維持することは難しい。

その意味で、「子どもの最善の利益」の実現を目指しながら弁護士としての独立性を最も維持しやすい形態は、子どもの人権に関するオンブズパーソンとして弁護士を導入する形態であると考えられる。もっとも、政治任用であるオンブズパーソンが弁護士として学校の紛争に関わることは教育行政の政治的中立性の観点からは議論の余地があり、実際には有権者である保護者との関係では完全に中立的な運用は困難であることから、保護者の主張に偏り過ぎた運用になるおそれもある。

(3) 独自性を発揮できる形態

学校に関わる弁護士の独自性は、換言すれば、「学校に関わる弁護士に特有の専門性やメリットが存在しているかどうか」ということである。この点、スクールロイヤーの多くは弁護士としての法律相談業務だけでなく、いじめ予防研修等の教育活動にも関わっており、従来の弁護

士とは異なる独自性を有する。しかし、教員ではない弁護士による授業の教育効果については学術的に検証されておらず、そもそも弁護士がいじめ予防授業担当者として適切かどうかも十分に議論されているわけではない^(註36)。

学校に関わる弁護士の専門性に関して言えば、現状ではスクールロイヤーであっても選考の際に教育学の専門的知識（例えば、修士号以上の学位等）や教員免許は必要ではなく、教員としての勤務経験等、教職経験や他職種での学校勤務経験も必要ないという実態も議論する必要がある。この点は学校に関わる弁護士としての「形式知」の問題と言える。

また、学校に関わる弁護士に専門性が必要だとすれば、従来の弁護士では解決が困難であった事案等、難しい事案においてこそ存在意義を発揮すると考えられるが、現状のメディアや文献等で紹介されているスクールロイヤーの実践事例や、前述のような首長部局部署やサポートチーム等に弁護士を導入した事例等を管見する限り、そのほとんどは既刊の実務書で紹介されている知識で十分対応可能であるような、比較的解決が容易な事案ばかりであり^(註37)、少なくとも実務上の独自性が見出せるレベルには至っていないと考えられる。この点は学校に関わる弁護士としての「実践知」の問題と言える。

教育委員会等の弁護士職員や、弁護士資格を有する教員・スクールソーシャルワーカー・部活動指導員として活動する弁護士は、他の形態と比べて学校現場により近い立場で活動するため、緊急性の高い事案や複雑な利害関係の事案等、困難な事案に直面する機会も多く、それゆえに学校に関わる弁護士としての独自性を発揮する機会も多いと考えられる。また、そのような困難な事案を解決する上で、実際に学校現場にアクセスして教員、養護教諭、スクールカウンセラー、子ども、保護者等と接する機会を活用し、弁護士が一般的にアクセスする伝聞情報や文字情報だけでは理解できない人的な情報を入手したり、事実関係の背景事情を理解することができる立場が機能するケースもあるだろう。したがって、これらの形態の弁護士は学校と関わる弁護士としての独自性と専門性が高いと考えられる。

もっとも、こうした形態以外にも、業務を担当する弁護士が専ら学校外で業務するのではなく、日常的・定期的に学校現場にアウトリーチできる制度設計を構築すれば、適切に学校の紛争を解決する上で必要な情報を入手したり、事実関係の背景事情を理解することが可能である。この点で、IV.2.(4)で前述した委任・業務委託に基づくスクールロイヤーが学校に「半常駐化」して校務分掌組織（「生徒支援委員会」）に定期的に参画し、管理職・一般教職員・生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー等と情報共有をすることで適切な情報や背景事情

表 弁護士が学校に関わる際の望ましい形態

弁護士を導入する目的・ニーズ・観点	望ましい形態
「子どもの最善の利益」を実現する観点から 弁護士を導入したい	オンブズパーソン
紛争の初期段階から弁護士に関わってほしい	スクールロイヤー 教育委員会等の弁護士職員 学校法人の弁護士理事（私立学校）
弁護士に保護者の面談に同席してほしい	顧問弁護士 教育委員会等の弁護士職員 学校法人の弁護士理事（私立学校）
子どもや保護者が弁護士に相談したい	首長部局部署の弁護士職員 オンブズパーソン
現場の教職員が弁護士に直接相談したい	労働組合の顧問弁護士
学校に関わる弁護士としての 独自性・専門性を活用したい	教育委員会等の弁護士職員 教員・スクールソーシャルワーカー・ 部活動指導員として働く弁護士

を理解したり、「校則改正プロジェクト」に関わることで子どもと接する機会もある実践事例は、多職種の協働文化を促す「チーム学校」の理念を最も具現化するものとして特筆に値する。

4 まとめ

以上の考察結果を踏まえて、各形態の望ましさを観点別にまとめたのが表である。

従来は学校に弁護士が関わることに消極的ないし敵対的に考える教員も多く、学校現場と弁護士の関係は必ずしも良好とは言えなかったように思われる。しかし、現状では制度上も学校と弁護士が関わる事項が存在し、実態上も様々なニーズに応じて多様な形態が存在することから、状況に応じてより良い学校と弁護士の関係が選択できるだけの環境が整備され、学術上も重要な実践例が蓄積されることが必要だと考えられる。

また、どのような形態であったとしても、学校と弁護士の関係が適切に機能するかどうかは、結局弁護士の能力差に大きく左右される。専門職は能力差が大きいことから、学校にとっては弁護士の能力差がリスクに直結することは避けられないが、学校に関わる弁護士にとって必要な能力、すなわち専門性について、その具体的内容を学術的にも分析していくことが必要だと考えられる。

付記

本稿は、JSPS 科研費 20K22240 の助成を受けたものである。

註

註1 学校医は地方公務員法3条3項3号の「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当

該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行う」職として、非常勤特別職とされる。「東京都教育委員会学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置要綱」等を参照。

註2 神内（2020a）8頁。

註3 文部科学省「令和2年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」によれば、スクールカウンセラー担当者の大半が公認心理師及び臨床心理士である。https://www.mext.go.jp/content/20211026-mxt_jidou02-000018612.pdf（2022年4月28日最終アクセス）

註4 もっとも、スクールソーシャルワーカーは「社会福祉士」「精神保健福祉士」以外にも「教員免許保有者」「その他社会福祉に関する資格を有する者」等が選任されている例も多く、スクールカウンセラーよりも担当者の保有資格・免許は多様である。文部科学省「令和2年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」を参照。https://www.mext.go.jp/content/20211025-mxt_jidou02-000018557-001.pdf（2022年4月28日最終アクセス）

註5 鬼澤（2021）によれば、虐待対応や教員の働き方改革の観点からもスクールロイヤーの配置が提言されている。

註6 https://www.mext.go.jp/content/20210507-mxt_senmon02-000004671_1.pdf（2022年4月28日最終アクセス）

註7 文部科学省初等中等教育局「2019年度予算(案)主要事項」9頁を参照。

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2019/01/15/1412640_10_1.pdf（2022年4月28日最終アクセス）

註8 例えば、東京都いじめ問題対策連絡協議会は弁護士が構成員に含まれている。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/council/general_conference/coordination_meeting/files/bullying_liaison_council/meibo_04_01.pdf(2022年4月28日最終アクセス)。

註9 例えば、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、都立学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行う附属機関であり、弁護士が構成員に含まれている。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/council/general_conference/attached_institution/bullying_council.html(2022年4月28日最終アクセス)

註10 神内(2018)220頁,455頁を参照。

註11 ストップいじめ!ナビ・スクールロイヤーチーム編(2019)151-158頁を参照。

註12 例えば、大阪府教育委員会(2010)には、「いま全国の100ほどの教育委員会で、学校問題解決支援チームや、サポート相談組織が立ち上げられ、その中に学者だけでなく、弁護士や警察官経験者、精神科医やカウンセラーあるいはソーシャルワーカーのような専門家が構成メンバーとして加わっています。」という記述がある(20頁)。

註13 神内(2021a)209頁を参照。

註14 弁護士によるいじめ予防授業に関する文献としては真下(2019)があるが、理論的な内容であり、実証的に教育効果を分析しているわけではなく、弁護士のいじめ予防授業は学術的な効果検証が十分ではないのが現状である。

註15 鬼澤(2021)では、本手引きについては助言・アドバイザー業務と代理業務を兼任するメリットと、兼任しないメリットの双方があることを踏まえて作成した旨が紹介されている。また、日本弁護士連合会が同手引きに合わせて発表した情報提供文書では、「『スクールロイヤー』の整備に関する意見書」で示されたスクールロイヤーは、「学校・教育委員会に対する弁護士の関わり方の在り方」の一類型として整理している旨が紹介されている。しかし、後者について、日本弁護士連合会は意見書の内容と情報提供文書のスタンスの整合性を十分説明していないように思われる。

註16 神内(2018)9-11頁を参照。

註17 ストップいじめ!ナビ・スクールロイヤーチーム編(2019)5-11頁を参照。

註18 石坂・鬼澤(2020)48-49頁を参照。

註19 東洋経済オンライン2022年1月22日付「スクールロイヤーの「非常駐」で学校に起きた変化」を参照。

この記事では、スクールロイヤーが「校則改正プロジェクト」にも参画していることが紹介されている。

<https://toyokeizai.net/articles/-/503162>(2022年4月28日最終アクセス)

註20 例えば、戸田市教育委員会では「教育委員会ロイヤー」を導入し、弁護士が法務相談だけでなく、教育政策の立案等にも関与する制度を構築している。「戸田市教育委員会における教育DXについて」を参照。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kyouikujinzai/3kai/siryosyo2-3.pdf>(2022年4月28日最終アクセス)

註21 比較的古くから教育委員会に弁護士職員を任用した自治体としては、神奈川県、明石市、厚木市等がある。

註22 教育委員会の弁護士職員の実践事例としては、吉岡(2018)、岡田(2020)を参照。いずれの文献にも弁護士職員が頻繁に学校を訪問した旨が紹介されている。

註23 高橋(2021)を参照。なお、弁護士職員が訴訟代理人として訴訟業務を担当する可能性もある。

註24 高橋(2021)を参照。

註25 前者の例としては明石市等があり、後者の例としては茅ヶ崎市等がある。

註26 例えば、国本(2015)では、学校法人の総務部法規課に所属する弁護士職員の実践事例が紹介されている。

註27 例えば、東洋経済オンライン2022年2月9日付「『必ず解決』いじめは人権侵害として徹底対応する寝屋川市の超本気」で紹介されている。首長部局の危機管理部監察課に弁護士職員を配置していじめ対応等を行う寝屋川市の例を参照。<https://toyokeizai.net/articles/-/508032>(2022年4月28日最終アクセス)

註28 地方公務員法3条3項2号の「法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの」に該当する。

註29 子どもの人権オンブズパーソンの実践事例としては、瀬戸(2003)を参照。

註30 神内(2021b)では、弁護士資格を有する教員の実践事例が紹介されている。

註31 例えば、神内(2020a)は、教員として勤務する弁護士のメリットとリスクについて説明する(34-37頁)。

註32 石坂・鬼澤(2020)を参照(55-56頁)。

註33 文部科学省の手引きでは、「小学校のクラス担任がいじめ対応や調査に関して児童本人と保護者に説明する」といった事案において、教育委員会を介さ

ずに弁護士に直接相談する制度設計が例示されているが、管見する限り、管理職以外の教職員が教育委員会を介さずに弁護士に直接相談できる制度はほとんど見られないことから、手引きの例示としては不適切であると考えられる（ただし、継続相談案件では管理職以外の教職員が弁護士に直接相談する例はある）。

註34 スクールロイヤー等の学校と継続的な関係を有する弁護士が教員の労働問題について教員からの相談を受けることは、日弁連の意見書でも文部科学省の手引きでも想定されていない。その実態的な理由については、神内（2020a）255-259頁を参照。

註35 この点で、内藤（2021）は、教育委員会や学校が弁護士を雇うタイプのスクールロイヤー制度は、子どもたちに全体主義を強要し、暴力をふるい、暴力を隠蔽したい側が雇う弁護士のようになりかねないのでやめるべきであり、教育委員会の外部の部署で弁護士を雇うタイプのスクールロイヤー制度が望ましいと指摘するが、本稿で論じたように、スクールロイヤー制度は当事者のニーズによって評価は異なるのであり、当事者の利害関係が複雑で事実認定が困難な学校の紛争の実情に直面するスクールロイヤーの実態を十分に観察した見解とは言い難く、教育委員会の外部の部署であっても弁護士が独立性や中立性を維持できるとは限らない（特に有権者である保護者の利益との関係で独立性や中立性を維持することが困難な場合もあり得る）。

註36 神内（2020a）60-62頁では、弁護士が行ういじめ予防授業の効果検証が学術的に行われていないことを指摘している。

註37 こうした事例では弁護士の導入が役立った例として、「保護者から文書での回答を求められたケース」「いじめで被害者が不登校になったケース」等の対応事例が示されていることが多いが、こうしたケースの対応策は既刊の実務書で既に紹介されているケースばかりである。そのような実務書として、例えば神内（2018）、河野・神内（2021）、佐藤・三坂・磯崎編（2021）等を参照。

引用文献・参考文献

中央教育審議会（2015）「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」答申
 平林剛（2019）「福祉と学校の連携を考える：スクールソーシャルワーカーの視点から（特集 虐待から子どもを守る学校へ）」『季刊教育法』202号38-43頁
 石坂浩・鬼澤秀昌（2020）『実践事例からみるスクールロイヤーの実務』日本法令
 磯崎奈保子（2022）「学校設置者の利益のために活動する

スクールロイヤーの実践報告」『スクール・コンプライアンス研究』第10号104-112頁

神内聡（2018）『スクールロイヤー 学校現場の事例で学ぶ教育紛争実務 Q & A170』日本加除出版

神内聡（2020a）『学校弁護士－スクールロイヤーが見た教育現場－』角川新書

神内聡（2020b）「スクールカウンセラーとスクールロイヤーの常勤化の流れに関する一考察－『チーム学校』に関わる外部人材の比較考察の視点から－」『兵庫教育大学学校教育学研究』33巻181-187頁

神内聡（2021a）「『法化』の視点から考察するスクールロイヤーの理念と実態」『法社会学』87号197-224頁

神内聡（2021b）「弁護士資格を有する教員が学級担任を担当した実践事例－スクールロイヤーによる学級経営と多様な人材が教員になることの意義－」『兵庫教育大学学校教育学研究』34巻1-6頁

河野敬介・神内聡編（2021）『【Q&A でわかる業種別法務】学校』中央経済社

国本聡子（2015）「マンモス大学の初代インハウスとして」『自由と正義』66巻3号68-69頁

真下麻里子（2019）「弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業」教育開発研究所

文部科学省（2010）「平成21年度教育行政調査」

文部科学省（2013）「「いじめの防止等の基本的な方針」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_001.pdf（2022年4月28日最終アクセス）

文部科学省（2014）「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

文部科学省（2015）「学校現場における業務改善のためのガイドライン」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1297093_4.pdf（2022年4月28日最終アクセス）

文部科学省（2016）「学校事故対応に関する指針」

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou.pdf>（2022年4月28日最終アクセス）

文部科学省（2017）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf（2022年4月28日最終アクセス）

文部科学省（2020）「令和元年度教育行政調査」

文部科学省（2021）「令和2年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

文部科学省（2022）「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（第2版）」

https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_syoto01-

000011909_1.pdf (2022年4月28日最終アクセス)

内藤朝雄 (2021)「学校を治外法権の場にしないために」

山崎聡一郎『こども六法の使い方』弘文堂143-145頁

日本弁護士連合会 (2018)「『スクールロイヤー』の整備を求める意見書」

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180118_06.pdf (2022年4月28日最終アクセス)

岡田常志 (2020)「神奈川県茅ヶ崎市に見る画期的取組～弁護士の教育委員会常勤体制の趣旨と効果～」柳生和男編著・監訳『ドイツと日本 いじめ予防』学事出版62-73頁

鬼澤秀昌 (2021)「スクールロイヤー制度の変遷と実務」『自由と正義』72巻5号8-16頁

大阪府教育委員会 (2010)「学校・家庭・地域をつなぐ保護者等連携の手引き～子どもたちの健やかな成長のために～」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6340/00000000/renkeitebiki.pdf> (2022年4月28日最終アクセス)

佐藤香代・三坂彰彦・佐藤克彦編 (2021)『弁護士と精神科医が答える 学校トラブル解決 Q&A』子どもの未来社

瀬戸則夫 (2003)『子どもの人権弁護士と公的子どもオンブズ』明石書店

総務省 (2018)「いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000538672.pdf (2022年4月28日最終アクセス)

ストップいじめ！ナビ・スクールロイヤーチーム編 (2019)『スクールロイヤーにできること』日本評論社

高橋博文 (2021)「学校・教育委員会に対する法的支援の一例」『自由と正義』72巻5号17-19頁

武田昌則・前原大知 (2021)「部活動顧問教員とスクールロイヤー兼部活動コーチとの協働実践の試み」『琉球大学教職センター紀要』3号67-73頁

吉岡真理 (2018)「自治体内弁護士：教育委員会に所属する教育法務担当の役割とは？」『月刊地方自治職員研修』714号46-47頁

